

## 令和5年白浜町議会第2回定例会 会議録(第2号)

1. 開 会 令和5年6月15日 白浜町議会第2回定例会を白浜町役場  
議場において9時58分開会した。

1. 開 議 令和5年6月15日 10時00分

1. 閉 議 令和5年6月15日 14時45分

1. 散 会 令和5年6月15日 14時45分

1. 議員定数 12名

1. 応招及び不応招議員の氏名  
第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名  
出席議員 12名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	長 野 莊 一	2番	堅 田 府 利
3番	溝 口 耕太郎	4番	正 木 秀 男
5番	廣 畑 敏 雄	6番	横 畑 真 治
7番	西 尾 智 朗	8番	水 上 久美子
9番	松 田 剛 治	10番	小 森 一 典
11番	黒 田 武 士	12番	辻 成 紀

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事 務 局 長 泉 芳 明 事 務 主 任 鈴 木 保 典

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 澗 誠	副 町 長	愛 須 康 徳
教 育 長	豊 田 昭 裕		
富田事務所長			
兼農林水産課長	古 守 繁 行	日置川事務所長	東 剛 史
総 務 課 長	寺 脇 孝 男	税 務 課 長	中 尾 隆 邦

民生課長	小川 敦司	住民保健課長	濱口 伊佐夫
生活環境課長	榎本 崇広	観光課長	新田 将史
建設課長	玉置 康仁	上下水道課長	清水 寿重
地域防災課長	木村 晋	消防長	中本 敏也
教育委員会			
教育次長	廣畑 康雄	総務課副課長	山口 和哉

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、ただいまから白浜町議会令和5年第2回定例会2日目を開会いたします。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番外(事務局長)

諸報告を行います。

本日の議事日程については、お手元に配布しております。

本日は一般質問を予定しています。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で、諸報告を終わります。

○議長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしく申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

通告順1番、9番 松田君の一般質問を許可します。

松田君の質問は一問一答方式です。通告質問時間は60分でございます。

質問事項は、1つとして、誰もが一緒に楽しく遊べる公園の整備について、2つとして、熱中症対策の推進について、3つとして、支え合う地域社会の構築についてであります。

初めに、誰もが一緒に楽しく遊べる公園の整備についての質問を許可します。

9番 松田君（登壇）

○9 番

ただいま議長より許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

障害の有無や年齢、性別、国籍などを問わず、全ての人が楽しく遊べることを目指した公園の整備をされている自治体があります。物理的・心理的バリアによって公園を利用しづらい人たちも楽しめることができ、地域の多様な人々が交流できる場としての公園の整備も必要であると考えます。

ここで当局にお伺いいたします。

公園を訪れる誰もが一緒に楽しく遊べる公園の整備の推進は、地域共生社会の実現、障害を持たれた方への合理的配慮としても必要不可欠なことでもあり、多様な個性を理解し尊重していくことは、公園の整備に対し大変重要な視点であると思っておりますが、ご見解について、当局の答弁を求めます。

○議 長

松田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

松田議員より、誰もが一緒に楽しく遊べる公園の整備についてご質問をいただきました。

議員のおっしゃるとおり、公園は、地域の皆様や観光に訪れた方、子供から大人など様々な方々が利用されますので、多様な視点で考えることは大変重要であると考えております。

○議 長

9番 松田君

○9 番

屋外での遊びは、幼少期の子供にとっては大切な心身の成長の場でもあります。そこで、どんな子でも成長機会を損なわず一緒に遊べる公園をとという思いから生まれたのが「インクルーシブ公園」です。障害のある子もない子も大人も子供も肩を並べて遊べる公園や遊具の整備があればと思います。ぜひとも、平草原公園の整備に合わせて、公園を訪れる誰もが一緒に楽しめる「インクルーシブ公園」としての整備をと考えますが、ご見解について当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

ただいま平草原公園を「インクルーシブ公園」として整備してはどうかとのご質問をいただきました。

「インクルーシブ」とは、「包み込むような」とか「包摂的な」という意味を持ち、「インクルーシブ公園」とは、障害のある・なし、子供か大人かに関係なく全ての人が利用できる公園と理解してございます。

平草原公園につきましては、木製アスレチック遊具やトリムコースを中心とした公園として昭和58年に開設され、現在に至っておりますが、近年、木製アスレチック遊具の老朽化などにより、訪問される方々が減少傾向となっていることから、いま一度多くの方々に訪れていただけるようにと、木製アスレチック遊具の更新、また小さなお子様が遊べる遊具の新設やスロープの設置を含む管理棟付近の芝生広場の整備を計画してございます。「インクルーシブ公園」としての整備につきましては、予算や整備内容など多くの課題もあると考えておりますが、引き続き、公園管理者としまして、全ての人が楽しめる公園となるよう取り組んでいきたいと考えてございます。

以上です。

○議 長

9番 松田君

○9 番

「インクルーシブ公園」としての整備も視野に入れながら、魅力ある公園づくりにつながるように、今後の平草原公園の整備を、子育て世代や地域住民などへのヒアリングや意見交換をしながら丁寧に進めるべきだと思いますが、ご見解について当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

今後の平草原公園の整備について、子育て世代や地域住民などと意見交換などをしながら丁寧に進めるべきではとのご質問にお答えさせていただきます。

先ほどの答弁にもありますが、平草原公園に限らず公園などを整備する上で、全ての人が楽しめる公園となるよう取り組んでいきたいと考えてございますので、今後、公園の新設や大規模改修の場合には、利用者や地域の皆様などの声を聞くなど、公園などを利用する方々が一緒に楽しく過ごせる公園となるよう取り組んでいきたいと考えてございます。

○議 長

9番 松田君

○9 番

平草原公園は白浜空港にも近く、場所的にも大変魅力的なスポットであると思います。今後の平草原公園の整備をする上で、公園を訪れる誰もが一緒に楽しく遊べる公園の整備をしていただき、多様性の理解と共生社会の推進の観点からも、公園管理を所管する観光課以外の課との相互連携も図りながら、今後の公園整備を進めていただきたいと思います。また、先ほどの答弁にもありましたが、小さなお子様も利用できるインクルーシブ遊具の導入も、予算のこともあると思いますので、今後少しずつ増やしていただくことも前向きに検討していただきたいと思います。

以上を提言させていただき、この質問については終わりいたします。

○議 長

以上で、誰もが一緒に楽しく遊べる公園の整備についての質問は終わりました。

次に、熱中症対策の推進についての質問を許可します。

9番 松田君

○9 番

気候変動の影響により、国内の熱中症死亡者数は増加傾向が続いており、近年では、年間1,000人を超える年が頻発するなど、自然災害による死亡者数をはるかに上回っています。また、今後、地球温暖化が進行すれば、極端な高温の発生リスクも増加すると見込まれ、我が国において、熱中症による被害が更に拡大するおそれがあります。こうした状況を踏まえ、今後起こり得る極端な高温をも見据えて、熱中症の発生の予防を強化するための取組を一層強化することが必要と考えます。

ここで当局にお伺いいたします。

熱中症から地域住民の生命を守るための取組の推進について、熱中症は適切な予防や対処が実施されれば死亡や重症化を防ぐことができます。ここで熱中症は人の命に関わることであることから、熱中症対応マニュアル等の作成や自発的な行動を起こすよう促す情報発信も必要かと考えますが、ご見解について当局の答弁を求めます。

○議 長

松田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

松田議員から熱中症対策についてのご質問をいただきました。

議員ご指摘のように熱中症は、従来高温環境下での労働や運動活動で多く発生していましたが、近年、気候変動等による影響により、一般環境における熱ストレスが増大しています。また近年は、熱中症による健康被害が数多く報告されており、気温が高い日が続くこれからの時期に備え、熱中症予防の対策に万全を期することが重要となっています。

熱中症は、高温多湿な環境に長くいることで徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調整機能がうまく働かなくなり、体内に熱が籠もった状態となります。屋外だけでなく室内でも何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。熱中症による健康被害を防ぐため、熱中症について正しい知識を身につけ、体調の変化に気をつけていただくことが大切でございます。

ご質問のありました熱中症対応マニュアルについては、環境省より「熱中症環境保健マニュアル2022」が作成されており、熱中症とは何か、熱中症になったときには、熱中症を防ぐために、熱中症に関する保健指導などについて記載されております。こうした内容を参考に、町広報やイベント等の機会を活用して啓発を図っておるところでございます。

以上でございます。

○議 長

9番 松田君

○9 番

高齢者の熱中症に対する予防の意識を醸成するための取組について、熱中症を予防するためには、脱水と体温の上昇を抑えることが基本であると言われております。ここで、熱中症

で亡くなる方の多くを占めている熱中症弱者と呼ばれる高齢者の皆様に、熱中症予防のための行動を意識していただくことも重要です。

高齢者の皆様は、暑さや喉の渇きに対して敏感ではなくなっているケースもあります。消防庁の調査によると、熱中症による救急搬送者の約5割が高齢者となっています。高齢者の熱中症を予防していくためには、介護や地域保健部門の関係者が一体となって対策を的確に進める必要があります。そこで、高齢者の皆様への効果的な熱中症予防を進めるために、介護や地域保健部門の関係者と連携し、どのような取組を進めているのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

松田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

高齢者の方の熱中症予防の普及啓発等についてのご質問をいただきました。

熱中症患者の約半数は65歳以上の高齢者の方でございます。高齢者の方は、暑さや水分不足による感覚機能とともに、暑さに対する体の調整機能も低下しやすいため、体に熱がたまりやすく、若年者よりも循環器系への負担が大きくなり、特に注意が必要でございます。町としましても、町内や公共施設にポスター掲示、また高齢者世帯への訪問や老人クラブ、介護予防事業などの機会に周知し、関係部署と連携の上注意喚起を図っておるところでございます。

以上です。

○議 長

9番 松田君

○9 番

次に、熱中症による救急搬送者における発生場所の7割が屋内となっており、このように室内や夜間でも熱中症が発生しております。室内での熱中症の予防のためにはエアコンの適切な使用が重要になっていますが、実際には、エアコンの利用について、電気料金が高騰の心配もあり、エアコンの利用を控えたりする方も少なくないと思います。特に熱中症弱者と呼ばれる高齢者の皆様は節約への意識が高い方も多いと思います。

そこで、熱中症警戒アラートが発表されたときに、ちゅうちょなくエアコンのスイッチを活用できる環境の整備も必要かと思いますが、今後予想される電気代高騰の対策として、低所得者等に適切な支援が必要ではと考えますが、ご見解について当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 民生課長 小川君

○番 外（民生課長）

町では、電気料金をはじめとする物価高騰に対応するため、昨年度国が創設した、電力・ガス・食品等価格高騰緊急支援給付金を活用しまして、負担感が大きい低所得世帯を対象にした支援事業を実施してまいりました。今年度におきましても、依然として物価高騰が続いており、昨年度と同様、国の補助制度を活用して、低所得世帯への支援を行うため必要となる経費を今議会に補正予算として提出させていただいております。

今後も電気料など物価高騰が続く、国から対策を講じるための補助金や交付金制度が示されましたら、町でも積極的に活用しまして、低所得者等への支援を実施してまいりたいと考えております。

また、地域包括支援センター職員や介護認定調査員等が高齢者宅を訪問した際に、小まめに水分補給をすることや、すだれ、またカーテンなどを活用することで、熱中症対策などの啓発も行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

9番 松田君

○9 番

子供の熱中症防止の取組について、学校における子供の熱中症を防ぐための取組も大変に重要であります。町内の公立の学校施設においては、地方公共団体からの計画を踏まえ、白浜町立小中学校の普通教室における空調設備の整備もされております。今後電気代の高騰も予想されることもあり、空調設備を活用するための電気代の手当（予算）は十分でなければと考えますが、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

子供の学校における熱中症防止への取組、空調設備の整備状況と電気代についてご答弁いたします。

現在、町内の全ての小中学校において、普通教室及び特別教室へのエアコンの設置は完了しております。電気料金につきましては、令和4年度では、対前年度比で使用電力量はそれほど変わらないものの、電気料金の値上げにより、小学校では約17%、中学校では約10%支出額が増加しております。各学校においてはデマンド管理により使用電力量の調整にご協力をいただいておりますが、電気料金が予算額を大幅に超過したため、予算流用や補正予算にて対応したところでございます。

教育委員会としましては、適正な学習環境の構築のため、学校側と連携し、授業で使っている教室のみの使用とする等の適切なエアコン使用の呼びかけや、サーキュレーターや壁かけ扇風機の活用による冷却の効率化などの節電を行いながら、老朽化したエアコンの計画的な更新や電気料金の予算確保など、また必要な熱中症対策も継続して努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

9番 松田君

○9 番

また、子供たちの通学時、体育授業、クラブ活動での熱中症予防対策も必要と考えますが、どのような取組がなされているのか。また、熱中症警戒アラートが発表された場合どのように対応していくのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 教育長 豊田君

○番外（教育長）

学校における熱中症予防対策について答弁いたします。

熱中症の危険が極めて高い状況が予想される熱中症警戒アラートが発表された場合は、外遊びや校外活動を控え、教室の中もエアコンを使って涼しく過ごし、喉が乾く前に小まめに水分を取るよう努めています。また、気温の状況に応じて、野外や空調のない屋内での運動を控えるようにしています。

児童生徒には、暑い日には帽子を着用すること、運動するときは小まめに水分を補給し休憩すること、運動前に自分の体調を確認すること、児童生徒同士で互いに水分補給の声かけ等を行うこと、体調不良を感じた場合にはためらうことなく教職員等に申し出ることを指導しています。寝不足など生活習慣の乱れから体調不良を起こす場合もありますので、早寝・早起き・朝ご飯等、規則正しい生活リズムについても指導し、家庭の協力もお願いしています。

学校の管理下における熱中症の事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものですが、運動部以外の部活動や、屋内での授業中、登下校中においても発生しており、また、体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温でも湿度等その他の条件により発生していることを踏まえ、熱中症事故の防止のための適切な措置を講じていきたいと考えています。

○議長

9番 松田君

○9番

熱中症については、高齢者のみならず住民の皆様誰もが気をつけていかなければならないことでもあります。これからも熱中症による健康被害を防ぐ支援の継続を提言させていただき、この質問については終わりいたします。

○議長

以上で、熱中症対策の推進についての質問は終わりました。

次に、支え合う地域社会の構築についての質問を許可します。

9番 松田君

○9番

高齢者人口は、2025年には3,677万人に達し、その後も高齢者人口は増加傾向が続き、2042年には3,935万人でピークを迎えます。社会は高齢化と核家族化により、高齢者の独り暮らしや高齢者のみ世帯が増加しており、電球交換やごみ出しなど、高齢者の日常を支える取組がますます重要になります。そこで、高齢者をはじめ自立が難しい人々が、安全に安心して暮らせる、支え合い助け合う地域社会の構築は、今後とも必要なことであります。

ここで当局にお伺いいたします。

日常の買物などへの支援の推進として、食品など日常の買物に困っている高齢者などを支援するため、食料品などを自宅に届ける宅配サービスや、地域を巡回する移動販売カーの運行を進めるべきだと考えますが、ご見解について当局の答弁を求めます。

○議長

松田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 民生課長 小川君

○番 外（民生課長）

高齢者等の日常の買物支援に関するご質問をいただきました。

食料品の配達につきましては、町内にある民間のスーパーでは一定金額以上の商品を購入された場合に、自宅への配送や、有料になりますが個別配送を行ってくれるサービスも現在ございます。

また、移動販売につきましては、既に町内全域を対象エリアとする民間の移動販売車が数台運行されておりまして、買物に行きたくても行けない高齢者などが、実際商品を手にとって購入をされております。

町としましても、買物にお困りの高齢者などに対しまして、こうした民間サービスを活用していただけるよう情報の提供を行ってまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

9番 松田君

○9 番

ただいま当局の答弁にもありましたが、移動販売のことを知らない方もおられると思いますので、日常の買物支援の推進としてもぜひとも情報の提供をよろしく願いいたします。

また、スーパーなどの商業施設への送迎用のデマンド交通の整備も有意義かと考えますが、ご見解について当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 民生課長 小川君

○番 外（民生課長）

商業施設への送迎用デマンド交通についてですが、町では令和2年度から紀南地方老人福祉施設組合の社会貢献活動の一環としまして、施設の空き車両を活用した移動支援を実施してまいりました。これは自立または要支援の高齢者を対象として月に1回、スーパー等へ送迎し、店内の買物をサポートする事業で、現在は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休止となっておりますが、今後再開に向けた協議を施設組合とも行ってまいりたいと思っております。

他の地域でもこうした企業や事業所などから空き車両の提供があり、地域住民の協力を得ることができるのであれば、ぜひ取組を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長

9番 松田君

○9 番

答弁にありました紀南地方老人福祉施設組合での移動支援の再開もしていただき、今後地域住民の協力も得るのであれば、町としてもこのような移動支援としての取組を積極的に進めていただきたいと思います。

さらに、自治体と介護施設とスーパーなどの商業施設が連携し、送迎に加え、店内での買物サポートにより外出に困難を感じている高齢者が安全に安心して外出ができるようになり、健康増進にもつながると思っておりますが、ご見解について当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 民生課長 小川君

○番 外（民生課長）

ただいま松田議員からもございましたように、高齢者が外出できるようになれば、身体的また心理的にもよい効果をもたらすものと思っております。

町では高齢者が外出するための移動支援に興味のある方を対象に、生活支援体制整備事業によるサポーター養成講座を受講していただいております。「住民主体による移動支援とその手法」など、地域を主体とした移動支援について学んでいただいております。

今後も継続して研修の機会を確保しまして、受講された皆様が地域に帰って、主体的に高齢者をサポートいただける体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

9番 松田君

○9 番

生活支援体制整備事業サポーター養成講座での取組として、研修で終わるだけでなく、実際に高齢者の移動支援に生かせることができる体制整備がされることを今後期待しております。

移動式オンライン訪問診療の普及促進について、通院が困難な高齢者の医療的支援として、集会所や自宅付近へ、オンライン診療のための機器と看護師が乗った自動車が出向き、移動式オンライン訪問診療の整備も今後必要ではないかと考えますが、当局の見解を求めます。

○議 長

番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

松田議員より、移動式オンライン訪問診療所の整備についてのご質問をいただきました。

松田議員がおっしゃるとおり今後ますます高齢化や過疎化が進む中、通院が困難な高齢者が増加すると予想されます。現在町内には白浜はまゆう病院をはじめ、各医療機関及び町が設置している椿、日置、三舞、川添の4診療所があります。このうち白浜はまゆう病院では、従来から白浜地区での通院支援や西富田クリニックとの間のシャトルバス運行による通院支援を実施しており、また、今年の秋には富田地域での通院支援の実施が予定されております。4つの診療所のうち日置と川添につきましては、従来から既に診療所の送迎車両による通院支援を実施しております。

こうした現状から、松田議員ご提言の移動式オンライン訪問診療所の整備につきましては、今後の各地域における高齢化や過疎化の状況等、こうしたことによる各診療所の運営の在り方などを協議する際に課題として調査、研究をさせていただきたいと考えておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議 長

9番 松田君

○9 番

ここ数年、社会問題としてメディアで多数取り上げられているのが8050問題。80代の親が自宅にひきこもる50代の子供の生活を支え、経済的にも精神的にも行き詰まってしまふことも少なくありません。40歳以上の人は、そもそも自治体の相談窓口で受付してもらえなかったり、相談に乗ってもらえたとしても、就労を目的とした社会復帰のプログラムにつながられたりと、当事者がますます追い詰められてしまう状況にありました。ひきこもりや鬱病などの精神疾患への正しい知識と理解を持って、心的外傷後ストレス障害（PTSD）を抱えてしまっている人も含めて、メンタルヘルスの不調を抱える人を地域や職場で支える「こころサポーター」養成（現在和歌山県で実施されている）について積極的に推進し、当町としても適切な支援が届けられる体制整備をすべきと考えますが、ご見解として当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 民生課長 小川君

○番 外（民生課長）

こころの不調によりひきこもりがちになったり、就労が困難となった方には、それぞれのケースに応じまして、福祉サービスの利用や生活相談などそのときどきの状態や困り事に応じた案内を支援しております。

また、こころに不調を感じている方や精神疾患を抱える方が地域や職場など身近におられる場合に、周囲の人が正しい知識と理解を持って接することにより、その方の就労や社会活動への参加といった支援につながるものと考えております。

県が令和3年度から実施している「こころサポーター」養成セミナーは、そういった意味でも有意義なものであると認識しておりまして、今年度も県下の保健所単位での実施が予定されているということです。地域で活動されている民生委員・児童委員の皆様にもご案内させていただきたいと考えております。また、次年度以降もこのような事業があれば、ぜひ啓発してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議 長

9番 松田君

○9 番

こころの病を抱える方の支援として、町としても重視していただき、今後の取組の推進を期待しております。

ヤングケアラー等への支援の推進として、社会の高齢化や核家族化の進展に伴い、ヤングケアラーも増加しております。文部科学省と日本総研が小学6年生と大学3年生を対象に行った実態調査によると、小学6年生の15人に1人、大学3年生の16人に1人がケアを行っている家族がいると答えています。ヤングケアラーが担う具体的なケアの内容は家事だけではなく、家族の介助や通院の付添い、薬や金銭の管理、兄弟姉妹の世話や見守りなど、生活のあらゆる場面にわたります。そのため、日常的に自分の時間が持てずに友人関係や学

校生活、進路や就職等に支障を来すなど、ケアを担う子供たち自身の人生に大きな影響を及ぼす可能性があります。

そこで、誰もが介護者となり得る現状において、介護する人、ケアラーが孤立することなく当たり前の日常を送れるように、ヤングケアラーやダブルケアラーも含めて介護者を支援するために、民生課内に相談窓口の設置もされております。潜在的に存在すると考えられるヤングケアラーの実態を把握し、必要に応じて家事支援を受けられる体制もあればと考えますが、ご見解について当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 民生課長 小川君

○番 外（民生課長）

ヤングケアラーに関する実態調査につきましては、現在のところ実施しておりませんが、町に寄せられる不登校、それからネグレクトなどの相談や家庭への支援の中で、そうしたケースが実態として見えてくる場合がございます。

具体的には親が帰らず、兄弟姉妹の世話をしているケースや家族の介助をしているケースなど、本来大人が担うと考えられる家事や家族の世話などを日常的に行っていることが見受けられます。

子供自身が自らの置かれている状況をヤングケアラーに当たると判断することは難しく、家庭でのつらさを訴えるすべも持ち合わせていないことも事実でございますので、学校生活の場や地域での「気づき」が重要になってくると考えております。

町では、学校や民生委員、また支援に入っただいている関係機関との情報共有や連携を常に図っておりますが、今後もどのようなことでも気軽に相談いただける体制づくりと関係機関との連携に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

9番 松田君

○9 番

ヤングケアラーは、本人にその自覚がなかったり、家族の問題を知られたくないと思ったりしていることが少なくありません。そのため、まずはヤングケアラーをいち早く見つけ、支援につなげることが重要であります。早期把握のための支援策では、学校関係者、医療、福祉の関係者、民生委員・児童委員などの研修を実施し、ヤングケアラーへの理解を深めてもらうことも必要であると考えますが、ご見解について当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 民生課長 小川君

○番 外（民生課長）

ヤングケアラーをめぐるっては、周囲から認知されにくいことが、問題を深刻化させる1つの原因とも言われており、家族の介護などにより友人との関係が希薄になりがちで孤立してしまう、また進学や就職などにも影響を及ぼすことなどが、今全国的に問題視されております。

先ほどのご質問で学校生活や地域でのいち早い「気づき」が重要であることをご説明申し

上げました。

町ではこども基本法の成立に合わせ、令和4年度に民生委員児童委員協議会におきまして研修会を実施しておりますが、他の団体でもこうした研修の機会を設けていただけるよう働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

9番 松田君

○9 番

ただいまの当局の答弁にもありましたが、ほかの団体などにもヤングケアラーの理解として、研修や例えば講演会を実施するなどの支援策を今後も積極的に進めていただきたいと思っております。

認知症の人も家族も安心な地域として、認知症高齢者は2025年には約700万人に増加すると推計されています。認知症の対策は、医療、介護をはじめ、まちづくり、教育、生活支援、権利擁護など総合的な施策が求められております。家族や友人、知人の認知症の当事者への適切な対応とともに、地域住民が認知症への理解を深めながら、認知症の人や家族の視点に立って社会の仕組みや環境を整えることも重要です。

そこで、認知症の人や家族が安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、認知症に対する理解の促進や認知症サポーターの養成、認知症に対する相談体制の整備など総合的な対策が必要であります。当町でも地域共生社会の実現に向け、様々な認知症施策を実施しております。今後も社会資源の充実を図りつつ、認知症高齢者等を支える地域の支え合い体制づくりの推進は必要ですが、ご見解について当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 民生課長 小川君

○番 外（民生課長）

認知症と診断される高齢者が増加する中で、総合的な対策を推進していくことは重要であると考えております。これまでも様々な認知症施策に取り組み、本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる支援体制の構築に取り組んでまいりました。

具体例を申し上げますと、認知症に関する正しい知識や理解を深めていただくための認知症サポーター養成講座では、過去5年間におきまして、一般住民、企業、それから小中学校を対象に513名の方に受講いただいております。また、認知症の早期発見、早期対応を目的とした認知症初期集中支援チームや認知症カフェでは、専門職が相談に応じる体制を常に整えております。

令和元年度には成年後見制度など、権利擁護全般における支援体制を構築するため、成年後見制度支援センターと専門職、それから裁判所等による協議会を設置しております。今後も地域で支え合う体制づくりの構築に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、よろしく申し上げます。

○議 長

9番 松田君

## ○9 番

認知症基本法案が今国会での衆議院を通過したそうです。本法案には認知症の人の尊厳を保ち暮らせる社会として、本人の意見を施策に反映させ、家族などの支援、国民の理解、増進等も盛り込まれております。町が掲げる共生社会の実現のためにも、認知症の対策のさらなる推進を提言させていただき、一般質問を終わりといたします。

## ○議 長

支え合う地域社会の構築についての質問は終わりました。

以上をもって、松田君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 10 時 42 分 再開 10 時 50 分)

## ○議 長

再開します。

引き続き、一般質問を行います。

通告順2番、11番 黒田君の一般質問を許可します。

黒田君の質問は、分割方式です。通告質問時間は45分です。

質問事項は、1つとして、公衆トイレの環境整備について、2つとして、白良浜のユニバーサルビーチ化について、3つとして、ヘルプマーク・ヘルプカードについてであります。

初めに、公衆トイレの環境整備についての質問を許可します。

11番 黒田君（登壇）

## ○11 番

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

5月8日に新型コロナウイルス感染症の扱いが5類へ変更になり、マスクを外せるなど、少しずつコロナ前の状態に戻りつつあります。町の中を見ても、外国からの観光のお客様の姿をよく見かけます。白浜町におきましても、5月3日に海開きがあり、ゴールデンウィークにはたくさんの観光客の皆様が白浜に来られ、観光地白浜を楽しんでくれていました。また、6月1日にも献湯祭が執り行われるなど、2023年白浜の夏の準備が着々と進んでおります。

私たちが住んでいる白浜町は、美しい白良浜や風光明媚な景勝地、清流日置川、温泉に世界遺産である熊野古道、アドベンチャーワールドなど観光産業が盛んな町であります。観光目的で白浜町に来られるたくさんのお客様は、健全な方や何かしらの障害を持たれている方もたくさんいらっしゃいます。健全者や障害のある方、ご高齢の方など、白浜町へ行きたいと思っただけ「ユニバーサルデザイン」の町、そんな白浜町になれば、観光などで白浜町を訪れてくれる方が増えるのではないかと私は考えております。

「ユニバーサルデザイン」という言葉は、1980年代に、アメリカのロナルド・メイソン氏が提唱した、誰にでも優しいデザインや全ての人に関わるデザインといった考え方です。私たちの住む白浜町も、老若男女を問わず、また、健全者や障害のある方にとっても、今まで以上に住んでいる方や訪れる方から愛される町、また訪れたいと思っただけの町になってほしいと、私は考えております。そのために、「さすが観光地白浜やな」と感

じていただける町でないといけないと考えますし、他の観光地以上に施設や環境の整備が必要だと考えております。

そういった観点から質問をさせていただきます。

まず、町内にある公衆トイレについて、当局の回答を求めます。

1、町内の景勝地周辺に設置されている公衆トイレで、和式のトイレがまだたくさんあります。今後、洋式化にしていくご予定はありますでしょうか。

2、現在も公衆トイレの清掃には力を入れていただいていると感じますが、夏が近づくと利用者が増え、汚れるのも早くなります。衛生面等を考慮し、清掃活動を強化することで、使用の方が気持ちよく利用できるのではと考えますが、いかがでしょうか。

3、白良浜周辺にタコ公園、中央区周辺に公衆トイレがあります。しらはまゆう公園にもあります。つくもと足湯にも公衆トイレが設置されています。つくもと足湯のトイレは、道路側からは平坦になっていますが、白良浜側からは階段があり、車椅子の方がトイレに行きにくい状況ではないかと考えます。つくもと足湯の公衆トイレへ白良浜から行けるようなスロープの設置などをご検討されていますか。

4、バリアフリートイレについて、車椅子の回転ができるスペースであったり、足腰が不自由な方が持つことができる手すりが設置されているなど多機能なトイレになっています。ただ、家庭のトイレであれば、利用される方に合わせたトイレにすればいいのですが、公衆トイレは、どのような障害のある方が利用するか分かりません。例えば手すりがあっても、下肢に障害のある方にとっては使用できないこともあると考えられます。全ての障害のある方に対応することは難しいことかもしれませんが、観光地として、今まで以上にトイレの機能を充実することが、訪れる観光客の皆様に安心して利用してもらえることにつながると私は考えますが、いかがでしょうか。

○議 長

黒田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま黒田議員より公衆トイレの環境整備についてご質問をいただきました。

現在、町の公衆便所条例に定められているトイレは22か所ございます。これまでも、和歌山県の観光施設整備補助金の交付を受けまして、平成25年度には、江津良浜公衆トイレを、平成26年度には臨海浦公衆トイレを改築し、また、白良浜北公衆便所等の改修や、観光地さわやかトイレ普及事業として、町内の多くの公衆便所の洋式化やオストメイトの設置など、環境改善に取り組んでまいりました。和式トイレにつきましても現在も一定のニーズがあることもあり、現時点で全てのトイレを洋式とする洋式化の計画はございません。

○議 長

番外 観光課長 新田君（登壇）

○番 外（観光課長）

私のほうからは、2点目の公衆トイレの清掃活動の強化についてお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、特に夏休み期間中につきましては利用者も増加することから、清掃

回数を増やすなどの対応を現在も行ってございます。特に白良浜海水浴場につきましては、清掃業務を業者に委託を行い、清掃の強化を実施させていただいているところでございます。

続いて3点目の白良浜南公衆便所に白良浜からのスロープの設置について、お答えをさせていただきます。

ご質問の公衆便所につきましては、つくもと足湯設置に伴い、利用者の利便性の向上とまち歩きなどを行う皆様が利用できる公衆便所が付近にないことから整備を行ったものでございます。議員ご質問の白良浜側につきましては、白良浜海岸の護岸施設の一部となっていることや、車椅子利用者が利用できる勾配を確保するスペースなどがなく、設置は難しいと考えてございます。

次に4点目としまして、今以上にトイレの機能を充実すれば観光客の皆様が安心して利用してもらえるのではとご質問にお答えさせていただきます。

最初の答弁にもございますように、現在まで少しでも快適に気持ちよく利用していただけるようにと、公衆便所の洋式化やオストメイトの設置など環境改善に取り組んできたところでございます。引き続き、利用者の方々が気持ちよく利用できるよう、適正な維持管理などを行うとともに、新設や改修の際にはより一層快適に利用できるように取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

#### ○議 長

当局の答弁が終わりました。再質問があればこれを許可いたします。

11番 黒田君

#### ○11 番

再質問ではなくて提言という形で、最後この質問に関しては一言お伝えしたいと思います。

観光地のトイレの役割は非常に大切だと考えております。公共施設や景勝地のトイレが、地元の方々や訪れる観光のお客様にとって、清潔で使用される方が気持ちよく利用できるトイレであるべきだと考えます。先ほどの答弁にもありましたように、今後新設されるトイレや既存のトイレの改修をされる際には、「やっぱり観光地のトイレはすごいな、進んでいるな」そう言っていただけるような環境づくりに引き続き取り組んでいただきますようお願いを申し上げ、この質問を終わらせていただきます。

#### ○議 長

以上で、公衆トイレの環境整備についての質問は終わりました。

次に、白良浜のユニバーサルビーチ化についての質問を許可します。

11番 黒田君

#### ○11 番

白良浜のユニバーサルビーチ化についてご質問をします。

車椅子の方も白良浜内に入れて、砂浜や波打ち際で海水浴を体験してもらえるようなビーチづくりをしてみてはどうか。

現在須磨海岸や南知多町、米子市の海遊ビーチ、大洗町などで、ユニバーサルデザインビーチに力を入れています。ヒップキャンプと呼ばれる水陸両用の車椅子の無料貸出しや、浜から波打ち際まで車椅子で通れるようなアクセスマットの設置、専用の更衣室などを設置

してお客様を受入れされている地域がございます。また、駐車場からビーチまでのバリアフリー化をしっかりとされている地域もございます。

健常の方も車椅子の方も、誰もが白良浜で楽しんでいただける、そんなビーチづくりについて、当局の回答を求めます。

**○議 長**

黒田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

**○番 外（町 長）**

ただいま、黒田議員より、誰もが楽しめるビーチづくりについてご質問いただきました。

ユニバーサルビーチとは、障害のある方やお年寄りが自由に安全でしかも快適に活動できるビーチのことと認識しております。

最近ではユニバーサルビーチの取組を行っているビーチが全国にありますが、まだまだ数が少ないのが現状です。

これは、専用駐車場、専用更衣室や専用トイレなどのハード整備や、訪れた方々をサポートするボランティアなどの体制等、多くの課題があり、行政だけ、また、ハード整備をすれば実現するものではないからだと考えています。

しかしながら、毎年多くの方々に海水浴にお越しいただく上で何か少しでも取り組んでいけるものがないかなど、一般社団法人南紀白浜観光協会などとも協力しながら、訪れた誰もが楽しめるビーチづくりに取り組んでいきたいと考えております。

**○議 長**

11番 黒田君

**○11 番**

ハードの整備など課題はたくさんあると思います。人的な問題であったりとか設備の関係の問題であったりとかたくさんあると思うんですが、来年や再来年に向けて、訪れる障害のある方や高齢者、子供連れのお客様など、全ての方々が安心・安全で楽しめる、そんな白良浜づくりを今後も引き続き取り組んでいただけるようお願いを申し上げて、この質問を終了します。

**○議 長**

以上で、白良浜のユニバーサルビーチ化についての質問は終わりました。

次に、ヘルプマーク・ヘルプカードについての質問を許可します。

11番 黒田君

**○11 番**

白浜町のホームページにも載っていますヘルプマークについてご質問します。

ヘルプマークは、障害のある方や妊婦さんなどの「困ったときに手助けが必要です」のサインです。現行のヘルプマークは赤いシリコンのプレート型で白の十字のマークが入っております。いざ緊急時に出くわした際に、対象者が会話のできる状態であれば、どんな手助けが必要か確認することができますが、倒れていたり会話ができない状態の場合にどう手助けすればいいか分からなくなります。手助けの方法が分からず、手後れになってしまうことも想定できると思います。

そんなときに、どこの誰でどんな不安があるのか。また、どこへ連絡をすればいいのかなどを書いているヘルプカードがあります。現行ではシリコンのヘルプマークに、不安なことや連絡先などを記載したステッカーを貼りつける形になっています。現行の形であるとヘルプカードを別々に所持しなければいけない、またふだんから自分の不安なことを他人に見られてしまう可能性があります。

ほかの市町では、市町独自でヘルプカードホルダーという定期入れのような形態をしたホルダーを作成し、必要な方へ配布をしております。白浜町内のヘルプマークの利用者は現在約60名いらっしゃるかと聞いております。少しでも機能性がよく、有事の際にしか他人から不安な部分が見られない形づくりが必要だと考えます。当局の答弁を求めます。

○議 長

黒田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま黒田議員より、ヘルプマークまたはヘルプカードに関するご質問をいただきました。

緊急連絡先や必要な支援内容が記載されたヘルプマークやヘルプカードは、障害による援助や配慮を必要としている方が、周囲に障害のあることを知らせ、援助や配慮を得やすくなることを目的としたもので、障害や疾患の基準があるわけではなく、支援や配慮を必要とする全ての方が使用の対象となるものです。町でも、助け合いの印として、平成30年度以降、申請いただきました58名の方に交付しており、ストラップとして、衣服やバッグ等に身につけることにより、周囲に配慮が必要なことを伝えることができ、公共交通機関等における優先席の確保や災害時などに幅広く役立つものと考えております。

ただ、ホルダー式ではないため、ヘルプカードを別に所持しなければなりませんので、ご提言いただきましたヘルプカードホルダーの作成または配布等につきましては、県内市町村の状況なども踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

○議 長

11番 黒田君

○11 番

体の体調についての情報は、とても重たいセンシティブな個人情報であります。不安を抱える方にとって、少しでもそういったプライバシーを保護し、なお有事のときに誰が見ても分かる、そういった形の形成について、また、持つ方が少しでも安心して持っていただける、そういったヘルプマーク・ヘルプカードになるように、引き続き取組をお願いし、一般質問を終わらせていただきます。

○議 長

それでは、ヘルプマーク・ヘルプカードについての質問は終わりました。

以上をもって、黒田君の一般質問は終わりました。

暫時、休憩します。

（休憩 11時10分 再開 12時58分）

○議 長

再開します。

水上議会運営委員長より報告願います。

8番 議会運営委員長 水上君（登壇）

## ○8 番

休憩中の議会運営委員会でご協議いただきましたことをご報告し、ご了承をお願いいたします。

本日は、2番 堅田議員まで一般質問を行い、その後散会することになりましたので、ご了承をいただきたいと思います。

以上で、報告を終わります。

## ○議 長

ただいま議会運営委員長から報告が終わりました。ご了承のほどお願いします。

引き続き、一般質問を行います。

通告順3番、6番 横畑君の一般質問を許可します。

横畑君の質問は一問一答方式です。通告質問時間は70分です。

質問事項は、1つとして、地域交通について、2つとして、今後過疎化の進む問題点について、3つとして、今後のコロナ対応についてであります。

初めに、地域交通についての質問を許可します。

6番 横畑君（登壇）

## ○6 番

議長の許可が出ましたので、通告順に従い一般質問を行います。

最初に、公共交通並びにコミュニティバス、デマンドバスについてお伺いいたします。

様々な形で白浜町地域公共交通計画というのを出されております。幅広い範囲で多くのデータを見せていただきました。やはりまちづくりの方向性である中で、人口動態が心配の1つとなっております。人口分布あるいは住民の移動実態などなど細かく分析していただいておりますが、そんな中で、和歌山県の運転免許証返納者の推移というのを見たところですが、白浜町独自でいかがでしょうか。

今後は、運転免許証返納者の方も増えてくると思われれます。そう考えますと、どうしても交通の便に関して注目されるところです。町としては、アンケートなども取っていただき、不便を感じておられる方も数多くおられます。まちづくりしていく中で、白浜町長期総合計画は平成30年から令和9年度までの計画になるわけですが、交通サービスの整備充実はどの辺まで進んでいるのでしょうか。

それと、都市交通に関する第2次白浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略、令和3年度から令和7年度基本目標、その中の5つ目、安心・安全で快適な暮らしの確保とあります。その中でも、地域交通に絞ってお伺いいたします。

「地域の実情に応じた生活交通ネットワークの充実に向け、白浜町コミュニティバスを運行するなど、交通利便性の確保に努めます」というところですが、どの辺まで進んでいますか。後にアンケートをいろいろ町民の方からいただいているわけですが、地域交通システムの充実、観光客等にきめ細かく対応、多様な客層の受入れシステムなども加え

てお聞かせください。

○議 長

横畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま横畑議員より公共交通についてご質問をいただきました。

まず、白浜町内の運転免許証返納者の推移でございますが、令和2年は83人、令和3年は84人、令和4年は88人となっております。

白浜町では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会である白浜町地域公共交通活性化協議会による白浜町地域公共交通計画（案）により、先般パブリックコメントを実施するなど地域公共交通計画の策定に向け作業を進めています。

当該協議会による地域公共交通計画（案）の策定過程における調査等の結果、当町の公共交通の現状は、利用者の減少だけでなく、担い手である乗務員不足などが改めて明らかとなり、事業者と行政だけで今後の公共交通を維持することは困難な状況であると位置づけられました。

持続可能な公共交通の維持確保のためには、積極的な公共交通の利用や、新たな担い手づくり等が必要不可欠であり、今後は住民も含めた地域関係者の連携と協働が必要であるとして、当該協議会により基本方針案が採択され、当町に送付されております。

地域公共交通計画策定に向けた進捗といたしましては、パブリックコメントにて提出された意見に対して、当町の考え方を整理し、国や関係機関との調整を図っているところであります。

限られた財源の中ではありますが、町民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるよう、地域公共交通計画に掲げられた目標の達成に向け、鋭意取り組んでまいります。

公共交通の整備充実の進捗等につきましては、総務課長より答弁させます。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

ご質問いただきました1点目の公共交通の整備充実の進捗につきましては、町内路線バスにおきましては、生活交通路線の維持のための国県補助や単独補助などを行いまして、路線の維持に努めているところでございます。令和3年には、マーメイドタウン入り口前に、受益者負担をいただき停留所を整備し、利便性の向上を図っております。日置川地域のコミュニティバスにおきましては、令和元年度にフリー乗降区間を整備し、川添線においては、上富田町の協力も得て、それまで朝来駅だけであった川添線の停留所について、上富田町内14か所の停留所を共用させていただくことができたことなどが挙げられます。

次に、交通利便性確保の進捗について答弁申し上げます。

利用者や運行地域からの意見を集約し、今必要とされることに重きを置いて、可能な範囲で、随時運行内容等を変更しながら、交通利便性の確保に努めておるところでございます。具体的にはルートの変更、停留所新設等になります。多様なニーズに応える観光ネットワー

クの形成と連携には、空港や鉄道と路線バスの連携だけではなく、その他の手段も必要と考えております。

例えば路線バスと自転車が連携したサイクル・アンド・バスライド等が、路線バスのメリットを補完し得るのではないかと考えているところでございます。また、観光客等へのサービスといたしましては、白浜温泉旅館協同組合による南紀白浜シャトルバスが運行されており、路線バスやタクシー以外での移動ニーズを満たすものとして、既存の公共交通を補完していただいているところでございます。

以上です。

○議 長

横畑君、一問一答方式なので、今のところ3問まで行っているのですが、一問一答でやり取りしてください。

6番 横畑君

○6 番

アンケート調査の結果の中で「白浜町に住んで困る」ということで、アンケートをいただいているわけなんですけれども、「交通機関の利便性の不便さを感じる」というのが50.3%、大変多く感じます。このことから何とかしなければいけないと考えるわけですが、具体策などをお聞かせください。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

ただいま横畑議員よりアンケート結果からの具体策についてご質問いただきました。

公共交通の利便性の確保のためには、公共交通を利用していただくことが最も効果的な対策でございます。利用者が減少する一方の現状に鑑みまして、全ての方を対象に、利用促進を進めていく必要があると考えてございます。

以上です。

○議 長

6番 横畑君

○6 番

平成18年、町の合併により、地域による交通網が必要とされる中で進んでいるわけですが、公共交通利用可能地域というのが出ておりますが、町内全人口に対して、公共交通利用可能地域の人口割合を人口カバー率として、公共交通の人口カバー率は74.7%となっております。この数値を見させていただきましても分かりますが、残りの25%以上は、公共交通を利用しづらい状況であります。この25%近くの利用しづらい方々に対しての対策というのが、具体的にどのようなものがありますか、お聞かせください。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

ただいま公共交通を利用しづらい方々への対策についてご質問をいただきました。

利用の少ない路線を見直し、新たな運行ルートを設定するなど、限りある財源の有効活用

が必要ではないかと考えているところでございます。また、事業者と行政だけで現在の公共交通を維持することは困難であると考えますので、地域住民の皆様との連携、協働も必要になってくるというふうにご考えてございます。

○議 長

6番 横畑君

○6 番

公共交通について、以前にも、参考までに上富田町デマンド型コミュニティバスを紹介させていただきました。いよいよ今年4月10日より、そのデマンド型コミュニティバスが運行されておりますわけですが、地域の広さなども違いがありますが、何かのヒント、参考になればとご提案させていただきます。今後ますます必要となる利便性のある地域の公共交通に取り組んでいただきますようお願い申し上げまして、質問を終わります。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

ただいま横畑議員より、上富田町の取組をヒントにしてはどうかというご質問をいただきました。地理的条件や既存事業者の営業区域などに鑑み、導入地域によっては解決しなければならない課題が多いですが、今後も周辺市町や先進地の取組に注視しつつ、当町の公共交通の確保、維持に努めたいと考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

以上で、地域交通についての質問は終わりました。

次に、今後過疎化の進む問題点についての質問を許可します。

6番 横畑君

○6 番

今後過疎化が進む中で生じてくる問題点について、幾つかご質問いたします。

まず最初に、今現状、人口減少が大きく始まっているわけですが、それに伴って、いわゆる空き家であったり空き地であったり、はたまた大きな山であったり、いろいろなところで維持していくことの大変さが出てきているように見受けられます。先だってもご相談いただいたんですが、白浜町における急傾斜地崩壊危険区域はどのぐらいあるのでしょうか。

○議 長

横畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ただいま横畑議員より、白浜町における急傾斜地崩壊危険区域の数についてご質問いただきました。

急傾斜地崩壊危険区域とは、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律に基づき、台風や集中豪雨の際に発生する急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護することを目的としてございます。その崩壊によって危害が生ずるおそれのあるものについて、一定の行為を制限する必要がある土地の区域を都道府県知事が各関係市町村の意見を聞いて指定するも

のでございます。白浜町では、現在73か所が区域指定されてございます。

以上です。

○議 長  
6番 横畑君

○6 番

今お知らせいただいたように、急傾斜地崩壊危険区域というのは、白浜町においてかなり山が切り立っており、その中でも道路が走っている、あるいは近隣に住宅があるといった、そのような問題もあります。そういった中で、自然災害の被害も増えてきております。雨が多かったり台風が多かったり、日本国内でも頻繁に地震が発生しております。こういった中で、幾つかの心配の1つに急傾斜の山などの土砂災害や山崩れなどが挙げられます。

そういった道路に面しているところは、ネットを張ったり、コンクリートの吹きつけや砂防堰堤がつけられたり、修繕、補修という形が取られているわけですが、個人の持ちものとかはなかなか難しい問題点もあろうかと思えます。しかし、人命に関わる、あるいはその近くで住まいの住民の不安の声に対してどのような対応を取られておられますか。お答えください。

○議 長  
番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ただいま急傾斜地崩壊危険区域等に係る住民の不安の声に対する対応についてご質問いただきました。

議員がおっしゃいますように、急傾斜地が個人所有というところになりますと、本来であれば個人の責任において対策を行うことが原則ではございますが、その対策には多額の費用が必要となることもあり、急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けることで、和歌山県が事業主体となって国の補助事業である急傾斜地崩壊対策事業ですとか県の単独事業であります小規模土砂災害対策事業を実施することが可能となります。

ただし、この事業に関しましては、町として事業費の2.5%から10%の負担金を支払うことが条件となってございまして、また、白浜町分担金徴収に関する条例第2条第2項及び同条例施行規則第3条の規定により、受益者負担として、受益者から町が負担すべき金額の2分の1を超えない範囲で分担金を徴収することとなってございますので、受益者の方々の負担が発生することから、その同意をいただく必要があるということになってございます。このような制度があることを皆さんにご説明させていただいて、対策の実施に向けて取り組んでいるところでございます。

○議 長  
6番 横畑君

○6 番

白浜町では、そのような場所がかなり点在しています。多くの住民の皆さんの安心と安全を求めるとともに、そのような声が出ましたら、まず専門家などの調査で危険性がないのであれば、調査結果などの提示により、安心だけでも伝えていただけるシステムなどをお伺いいたします。

○議 長  
番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ただいま調査結果の提示に関するご質問をいただきました。

白浜町におきましては、和歌山県において、基礎調査の結果に基づき指定されております土砂災害警戒区域などを周知するために「土砂災害ハザードマップ」を作成いたしまして、住民の皆様にも配布させていただいているところでございます。ハザードマップに記されていない箇所を含めまして、お住まいの場所に関する危険度等に関しましてご不明な点とかがございましたら、建設課のほうまでお問合せいただきましたら、危険箇所、また指定状況等についてご説明させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議 長  
6番 横畑君

○6 番

その質問の流れの中で、山間部に通る町道や県道あるいは国道なども急傾斜地崩壊危険区域がありますが、このような道路の老朽化などで陥没したりひび割れしたりを目にしたことがあります。その際には報告するなどしておりますが、このようなインフラに対して緊急性もあります。また、予算なども十分考えられるわけですが、どの程度であればどのような対応になるのかお伺いできますか。

○議 長  
番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ただいま道路の老朽化等による補修等の対応についてということでご質問いただきました。

道路の維持管理につきましては、ふだんから月に1回の道路パトロールを実施してございます。また、日常の業務におきましても、現場に出るときなどそういったところを注視しながら、道路に異常がないか、状況等の把握に努めているところではございますが、やはり職員だけでこの町内全域を把握するという事は非常に困難な部分もございまして、各自治会や住民の皆様からの情報提供等をいただきながら、陥没や危険箇所についての補修等の対応を行っているところでございます。

なお、現地の状況によりましては、やはり緊急性も考慮の上、補修方法などを検討させていただいてございますが、まずは我々が現地のほうへ出向いて状況を確認してから、その対策に向けた取組をしています。

○議 長  
6番 横畑君

○6 番

過疎化の進む関連になるので続けますが、空き家についてお伺いします。

平成30年、住宅土地統計調査の結果、空き家は848万9,000戸と過去最多となり、全国住宅の13.6%を占めていることが分かりました。空き家については、少子高齢化の進展や人口移動の変化などを背景に増加の一途をたどっております。管理が行き届いていな

い空き家が、防災、衛生、景観等の面で人々の生活環境に影響を及ぼすという社会問題が起きています。また、少子高齢化が進展する中、空き家の有効的な利用のための対応が各地において必要とされています。

その中で、白浜町も、以前も状況説明を受けました。今後、この白浜町から海外や県外、海外に出られた住民の方で連絡の取りようのない方、あるいは家が残っているのですが親族がおられない方、本当に考えていかなければならないのが、その残された家なのですが、古いところになりますと何十年もたっているところもあります。

事例ですが、他府県では様々なトラブルが生じております。例えば一例を挙げますと、登記名義人の死亡後相続協議がなされず、最後の居住者が死亡してから約30年が経過、建物の傾斜、土地の崩落、トタン屋根の腐朽が著しく、早急に相続関係者に対応を促す必要があったが、相続関係者多数により、直ちに相続関係者全員を把握することが困難のまま放置。すると崩壊の危険が極めて高く、加えて東側が県道、北側は市道に面し、周辺に対する影響が大きいことから、市の空き家対策の推進に関する条例第6条に基づく緊急安全措置の必要があると判断して、台風の到来の時期に空き家の取壊しを実施。また、別のところでは、空き家を相続した所有者は長年入院しているため、約30年以上管理不全状態が継続。平成29年6月に突然建物が崩壊し、屋外や外壁の多くが通学路である前面道路上に散乱、道路管理者である市は、道路上に飛散した外壁材を敷地内に戻すなど、危険を緊急的に除去、市は敷地内に残る建物も、隣家の駐車場に倒れかかり崩壊を免れぬ状態であり、放置すると隣家及び地域住民に対して危険が及ぶおそれがあるなど、対応の緊急性が極めて高いと判断し、空き家の適用管理に関する条例第8条に基づき、平成29年8月、空き家の全部を解体除去。

このように、持ち主が分からなかったり、あるいは連絡がつかないといった、様々なこういう問題が町のほうでも把握しづらい部分が出てくると思います。こういったケースに関しては、崩壊のおそれのある建物に関して、緊急性に応じて、その自治体独自の条例を定めて対応できるようにしています。本来であれば、持ち主の方が対応していただけるのがもっともなのですが、瓦が落ちたり、大きく家が崩壊し、人命に関わることを避けるためにも、町として定める必要があるのではないかと考えるわけですが、いかがでしょうか。

○議長

番外 建設課長 玉置君

○番外（建設課長）

ただいま崩壊のおそれがあり、緊急安全措置が必要な空き家について、町独自で条例の制定についてというのはどうかというご質問いただきました。

議員ご承知のとおり、国において、平成26年11月に、「空家対策の推進に関する特別措置法」、いわゆる空家法が制定され、町におきましては、平成31年の4月に白浜町空家等対策計画を策定し、空家法を活用しながら空き家対策に取り組んでいるところでございます。

この空家法につきましては、本年度において改正法案が成立しましたので、今年度内には交付されるというふうを考えてございます。この改正では、周囲に悪影響を及ぼす特定空家等の除去等のさらなる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の段階から、空き家等の有効活用や適切な管理を確保し、総合的に強化するというものでございます。

その中に、特定空家等に関する命令等の事前手続を得るいとまがないとき、緊急代執行制度の創設、所有者不明時の略式代執行、緊急代執行の費用徴収の円滑化などというものがございまして、議員がおっしゃっております、緊急的な安全措置への対応も盛り込まれておるものというふうに考えてございます。

現在のところは空き家法の改正内容を精査いたしまして、国県、そして近隣市町の動向も注視しながら、この空き家法上の手法を利用して、空き家への対応を行っていきたいというふうに考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

6番 横畑君

○6 番

実際危ない民家などもあったり、そういったことでご相談を受けたということもありますので、把握はもちろんなんですが、いち早く白浜町として対応できるような対策をお考えいただけますよう、よろしくお願い申し上げますしてこの質問を終わりにいたします。

○議 長

以上で、今後過疎化の進む問題点についての質問は終わりました。

次に、今後のコロナ対応についての質問を許可します。

6番 横畑君

○6 番

今後のコロナ対応についてお伺いいたします。

まず1つは、行政事務等包括業務委託されている町営の浴場があるわけですが、営業については、委託された側が営業方針を決めたりするのでしょうか。あるいは町からの営業方針で、委託業者がその内容を運営していただけるのでしょうか、その辺をお聞かせください。利用されている住民の方からの問合せもありましたので、お伺いいたします。

○議 長

横畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

ただいま横畑議員より今後のコロナ対応についてということで、町営公衆浴場についてご質問をいただきました。

現在、観光課所管の施設は、白良湯浴場、牟婁の湯浴場、崎の湯浴場、白良浜浴場の4施設があり、全て町の直営となっております。令和2年度から白良湯浴場を除く3つの浴場については、行政事務等包括業務委託事業により、浴場営業に関する一部の業務を民間事業者により実施しており、業務内容につきましては、清掃、お湯張り、入浴料金の徴収などとなっております。

初めに申し上げたとおり、町営公衆浴場については町の直営となっておりますので、業務を受託した事業者が営業方針を決定できるものではございません。

○議 長

6番 横畑君

○6 番

白浜町として、今後のコロナが2類から5類に変更になったわけですがけれども、町営の浴場はどのような運営になりますか。

○議 長  
番外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

今後の公衆浴場の運営方針についてお答えをさせていただきます。

コロナ禍においては、これまで公衆浴場のうち、白良湯浴場、牟婁の湯浴場において、営業時間の見直しや利用者を町内在住の方に限定するなど一部制限をさせていただいてきたところですが、新型コロナウイルス感染症の法令上の取扱いが変更されたことに鑑み、この6月1日からは、午前の部は引き続き町内在住の方のみの利用とさせていただいておりますが、午後の分につきましては、特段制限を設けることなく、どちら様でもご利用いただけるよう変更をさせていただいたところがございます。

引き続き、効果的で安心・安全な公衆浴場運営に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議 長  
6番 横畑君

○6 番

よろしく願いいたします。

それと、コロナ対応についてももう1つお伺いいたします。

今後、白浜町として対応についてですが、コロナの後遺症が残ったという方は白浜町には、ご相談とかはないわけですか。後遺症が残っているといた方もおられるのでは。そういった方の対応というのは、白浜町としてどのように今後対応していかれるおつもりでしょうか。お伺いいたします。

○議 長  
番外 住民保健課長 濱口君

○番 外（住民保健課長）

横畑議員から、コロナの後遺症が残った場合の対応についてのご質問でございます。

議員のおっしゃるように、新型コロナウイルス感染症にかかった後、ほとんどの方は時間の経過とともに症状が改善されているということでございます。いまだ不明な点が多いのですが、一部の方で長引く症状、いわゆる後遺症があることが分かってきました。その症状につきましては、疲労感や倦怠感、味覚障害、嗅覚障害、頭痛、腹痛等々、様々な症状が出ているということでございます。

これまでは、新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、保健所や医療機関等に直接連絡していただき、その対応や方針についてご説明をいただいたところでございます。今後の対応でございますが、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類へと移行されたことに伴い、その症状が改善せず続く場合、また新たな症状が出現した場合については、かかりつけ医等の医療機関に直接、ご相談いただきますようお願いいたします。

なお、かかりつけ医がないなど相談先に迷う場合は、和歌山県が設置する新型コロナウイルス感染症専用相談窓口、和歌山県コールセンターをご活用いただきますようお願いいたし

ます。

以上でございます。

○議 長

6番 横畑君

○6 番

様々な対応について質問させていただきました。よりよい白浜町の暮らしと安心して住み続けられるまちづくりを求めてまいります。

これをもって私からの質問は以上です。

○議 長

以上で、今後のコロナ対応についての質問は終わります。

以上をもって、横畑君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 13時35分 再開 13時44分)

○議 長

再開します。

通告順4番、2番 堅田君の一般質問を許可します。

堅田君の質問は、分割方式です。通告質問時間は80分です。

質問事項は、1つとして、町の少子化問題及び子供たちの学校生活等の現状について、2つとして、町の商工振興についてであります。

初めに、町の少子化問題及び子供たちの学校生活等の現状についての質問を許可します。

2番 堅田君(登壇)

○2 番

ただいま、議長に発言のお許しを得たので一般質問をさせていただきます。通告に沿って一般質問させていただき、今回は分割質問として、まず最初に、町の少子化問題及び子供たちの学校生活等の現状についてお伺いします。

少子化という言葉が使われるようになってもう何年がたつのでしょうか。1970年前半の第2次ベビーブームの出生数が200万人をピークに50年間右肩下がりで、直近のデータでは80万人割れとなり、推計よりも11年早くなっているそうです。確かに私が子供の頃には兄弟が2人、3人、またそれ以上の友達も多かったです。現世代となる20代、30代の若い人が県外に流出したり、1人の母親が産む子供の数が減少することにより、地域で子供を見る機会が少なくなるし、以前のように遊ぶ場所や外に出ることも少なくなってきたように感じます。

現在小学校が設置されている地域というのは、その地域の住民が多く住む利用しやすいところに建設されているように感じますが、最近では新興住宅地や南海トラフ大震災に備えて高台へ家を構える若い世帯が増えていることで、人口が増える地域と減少する地域が明確になり、少なくなった地域では、小学校での1年生の生徒数が10人に満たない学年が出てきています。そのような小学校が白浜町内のあちこちに出てきていると聞きます。小学校としては学級の編成ができないための対応策として、1つの学級に2学年を収容する複式学級という形で編成したりはしているようですが、それも根本的な解決には至りません。翌年、ま

た翌々年と小学校に入学する生徒の数は分かっているので、目先の対応にしか過ぎません。地域によっては子供全体数も減り、小学校全体の生徒数の減少のために小学校が廃校となっていることは、皆さんの知るところです。

小学校という施設は、子供たちの勉強の場だけにとどまらず、地域の重要な資源であり、生涯学習として地域住民の交流の場、また災害時での避難所としての役目も持っています。少子化が進むと、こういった地域資源の損失になることから、町としては早急に対策を講じる必要があると考えます。

また国は、4月7日にこども未来戦略会議を開催しました。長年にわたる深刻な少子化問題に対して、あらゆる手段を組み合わせ、従来とは次元の異なる少子化対策に果敢に取り組んでいく必要があるとしています。その会議の中で、こども未来戦略方針の少子化対策加速プランとして、2日前の6月13日に3つの理念を打ち出しました。

1つ目に「若い世代の所得を増やす」、2つ目に「社会全体の構造や意識を変える」、3つ目に「すべてのこども・子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援する」ということです。

国も、この少子化に対しては危機感を感じているようで、このまま続けば経済、社会システムの維持や経済規模の拡大は難しくなることとか、国際社会における存在感を失うとまで言っています。

そこで町長に質問します。

以上のように、国や全国の自治体でも少子化問題は避けて通ることができません。白浜町は独自の施策をお持ちなのか。町長の少子化についての認識と対策をお伺いします。

子供は地域の宝であり、町から子供がなくなるということはその地域が衰退していくことだと感じます。子供たちの元気な声やかわいい笑顔は、私たち大人に元気や希望を与えてくれます。そんな子供たちを家庭だけではなく学校で地域で見守り育ててきましたが、社会情勢の変化により、共働き、核家族化や子育てについて相談できる人もいなくなってきており、特に母親にかかる負担は大きなものとなっています。平成28年、和歌山県社会教育委員会では、「子供が社会に適応する力、ともによりよい社会をつくる力を持ち、地域と関わりを持つことは、地域全体の活力をはぐくむだけでなく、未来の地域社会を担う人材の育成につながる」とされています。そういった状況の中で、子供を取り巻く環境がどうなっているかについて、何点かお伺いします。

3年間に及ぶ新型コロナウイルス感染症への対応策として、学校では、マスクの着用や登校時の消毒、手洗い、黙食を進めてきたと思います。その中のマスクの着用については、今年の3月13日、「個人の主体的な選択を尊重し個人の判断が基本」という厚生労働省からの発表がありました。一方で、「本人の意思に反してマスクの着脱を強いることのないよう配慮する」とあります。新年度が始まって2か月以上が経過しましたが、教育委員会として各学校にどのように指導してきましたか。また、給食の時間では黙食を推奨してきたところと思いますが、おしゃべりしながら楽しい給食となっていますか。現状、子供たちのマスクの着用については、どんな状況になっていますか。また、マスクのほかに新型コロナウイルス感染症の対応として学校で取り入れたもので、今回の5類への移行により廃止したものがあれば教えてください。

続いて、学校の校庭などに設置している遊具について質問します。

遊具というのは、「子どもたちに冒険や挑戦といった遊びを提供し、その中で、子どもたちは、危険予知・回避を学んでいます。小学校に設置してある遊具は、1年生から6年生と大きく世代の異なる子どもたちが交わり、遊びを通じて社会性や道徳心を育む機会のある場となっている」という目的があるそうです。主なものは滑り台、ジャングルジム、シーソーなどがありますが、これらは鉄製やステンレス製のものが多く、表面はペンキなどで塗装されていますが、風雨や地面に接した部分がさびて危険な状態になりがちです。私も2年ほど前に、どんな遊具があるのか、またその状況はどうなっているのか見て回りました。新しく設置された遊具から長い間使用されているが丁寧に管理されているものまで様々でした。中には既に危険な状態の遊具もあり、それらには黄色いテープで遊具を利用できないようにしているものもありました。

そこで伺います。遊具の補修などの管理について、また、利用不可となった遊具の処理についてはどうなっているかお伺いします。

次に、自転車のヘルメット着用についてお伺いします。

今年の2023年4月から、改正道路交通法により、全ての自転車利用者について乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。この法律には罰則こそありませんが、ヘルメットを着用しなければいけないと定められております。私の知るところでは、中学生、小学生ともにきちんとヘルメットを着用して登校しているように思います。中学生は指定のヘルメットがあるようですが、小学生は様々でヘルメットの種類も豊富で、軽量なもの、通気性のよいものが出ていて、値段も1,000円ぐらいから高価なものまで様々なようです。しかしながら、本来の目的である頭を守ることが大事なので、いかに強度があるかが重要だと思います。

そこで質問です。努力義務となっているものの、デザインや価格重視ではなく、頭を守る安全性が重要なので、各家庭にはヘルメット購入時にそういった指示はされているのでしょうか。また、通学時以外休日などのヘルメット着用についても何か指導されているのかお伺いします。

次に、学校トイレの洋式化についてお伺いします。

全国の自治体の公共施設のトイレは和式から洋式へと進められてきています。白浜町内の公共施設では、いまだに和式のみのところや和洋併設のところがありますが、順次洋式への要望もあるので、対応されてきているところだと思います。各家庭内においてもトイレは洋式化が当たり前となってきており、今の小学生は生まれたときから洋式で、聞くところによると、和式はどう使えばいいのか分からないという話も聞きます。小学校でも洋式化が進んできていると思いますが、休憩時間にトイレに行くのに、和式が空いているにもかかわらず、洋式のほうに何人も並んでいるというお話を聞きました。

そこで質問します。小学校でのトイレの洋式化は進んでいると思いますが、現状どうなっているのか。また、完全洋式化への予定はあるのか、お伺いします。

次に、通学路についてお伺いします。

近年、不審者情報や子供たちの集団登下校の列に車が突っ込むなど痛ましい事故が報道されてきました。学校側では、通学に際してより安全な通学路を推奨してきていることと思

ます。しかしながら、通学路となっているところには歩道に山からの木が垂れ下がっていたり、落石注意の立て看板があったり、歩道が一部途切れているところや、冬場には日が早く落ちて街灯がないところもあり、決して安全ではないところがあちこち見られるのが気になっております。こういった通学するのに少し不安のある箇所については、教育委員会、またそれぞれの学校はある程度把握されているのか。また、そのような箇所を建設課と情報共有して解決に向けて進められているのか、伺います。

次に、子供たちの学校生活の中で非常に重要な白浜町の教員の状況についてお伺いします。

今から紹介する記事は少し前のものとなりますが、今年の1月17日から1週間にわたり日本経済新聞に掲載された「教育岩盤」（迫る学校崩壊）として掲載されたものです。そこに書かれていたのは、全国2,000校で教員の欠員があり、1年で3割増というものでした。私も最近教員の成り手不足という情報を毎週のようにネットなどで目にします。小学校の教員採用倍率は2000年には8倍あったものが、最近では2倍台にまで低下しているそうです。教員の勤務は聞くところによると、朝7時に家を出て帰りは19時、20時、ときには零時を回るということであると聞きます。ある記事には、「学校は放課後のトラブル対応も引き受け教員は自己犠牲をいとわぬ聖職者」とも言われたり、先ほど質問したコロナ対策や近年導入されたGIGAスクール構想と、学校で教員に求められる内容は年々増すばかりです。時期的に団塊の教員の退職による新任教員の採用と、今申し上げたような教員の業務の増加などから、教員への成り手不足が増えてきているのではないのでしょうか。

とはいっても、教員の採用や働き方については、和歌山県教育委員会で決定することなので、白浜町教育委員会ではどうしようもないことは承知しております。ただ、毎日子供たちが接する教員の状況がどうなっているのか、保護者の皆さんやこれから入学する子供たちにとっては非常に大事なことなので、お伺いします。

白浜町には4つの中学校と9つの小学校があります。生徒数に合った教員は現状満たされていますか。また、病気や出産、育児休暇、早期退職などで代替教員の確保はできているのか、お伺いします。

最後に、中学校の部活動への教員の関わりについてお伺いします。

文部科学省では、部活動は生徒の自主的、自発的な参加で行われるものであり、部活動の設置、運営は、法令上の義務として求められるものではなく、必ずしも教師が担う必要のない業務と位置づけられているそうです。しかしながら現状は、休日を含めた教師による献身的な勤務のもとで成り立っているようで、中には指導する部活動の経験のない教師が担当することもあるようで、多大な負担となっているケースがあります。学校の働き方改革は喫緊の課題とされており、部活動は学校単位から地域単位とすると指摘されてきています。部活動における教師の負担軽減に加え、部活動の指導に意欲を有する地域人材の協力を得て、生徒にとって望ましい部活動とすることが必要だと思います。このことは生徒にとっても望ましい部活動の実現と学校教育の向上につながることでと思いますが、このことについてどうお考えか、また現状はどうなっているのか、お伺いします。

以上、少子化問題と子供たちの学校生活の現状についてお伺いします。

## ○議 長

堅田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番外（町長）

初めに、堅田議員から少子化対策についてのご質問をいただきました。

堅田議員ご指摘のとおり、全国的にも近年の出生率は低下の一途をたどっており、人口を維持するのに必要な水準を大幅に下回っていると言われていています。こうした急速な少子化は、労働力人口の減少、高齢者比率の上昇等、現役世代への負担の増大などを通じ、地域社会の活力の低下など、我が国の社会経済に深刻な影響を与えることが懸念されています。また、当町におきましても、ここ10年の出生率は例外ではなく、少し現状をご説明させていただきますと、人口につきましては、10年前、2014年3月末で2万2,731人でありましたが、2023年、今年3月末で20,366人となっており、約2,300人の減少で、約10%の人口が減少しております。また、出生数につきましては、10年前、2013年度の1年間では123人の出生がありましたが、2022年度の1年間では83人の出生であり、約30%の減少となっている現状であります。当町におきましても少子化対策は喫緊の課題であると認識しております。

こうしたことを踏まえての町の施策であります。少子化対策といたしまして、子育て世代への支援の拡充をいたします。今年度当初予算に計上しており、今議会にも条例改正案を上程しております子ども医療費の支給につきまして、現行の15歳から18歳まで対象を拡大いたします。本年10月1日施行を予定しております。このほかに、町独自の施策ではありませんが、児童手当、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭医療費、重度心身障害児医療費の支給や、今年1月から始まっております出産・子育て応援給付金の支給など、子育て世代への支援を実施しております。

また、子育ての様々な悩みを気軽に相談できる交流の場の提供や、保護者が病気等で養育できない場合の一時預かり事業、観光地という地域性を考慮した土曜日保育など、少しでも子育て中のご家庭の手助けとなるよう取り組んでまいりました。また、令和2年度より、子育て世代のニーズに応えるため、病児・病後児保育事業を開始しており、本年4月には町内の民間保育施設内に新たに子育て支援センターを開設いただくなど、多方面から子育て世代への支援、少子化対策への取組を進めているところであります。

これから第3期子ども・子育て支援事業計画に着手する予定ですが、子育て世代のニーズ調査なども行い、少子化対策につながる施策の把握に努めてまいりたいと考えております。

○議長

番外 教育長 豊田君（登壇）

○番外（教育長）

議員ご質問の新型コロナウイルス感染症5類以降後の学校生活について答弁いたします。

白浜町教育委員会としましては、文部科学省、和歌山県教育委員会の通達に基づき、学校に文書を発出しております。学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本としていますが、公共交通を利用する場合や高齢者施設等を訪問する場合、マスクの着用が推奨される場合においてはマスク着用を求めています。個々の様々な事情のあることを考慮し、学校や教職員がマスクの着脱を強いることがないよう留意するとともに、児童生徒の間でも、マスクの着用の有無による同調圧力や差別偏見等が生じることのないよう指

導しています。

給食につきましては、黙食の必要はありませんが、飛沫を飛ばさないように座席の配置等の工夫を行い、従来どおり食事のマナーを守りながら食事を取っています。5月8日の5類移行後、毎日学校に提出していた健康チェックシートを廃止しました。しかし、登校前には各家庭で健康観察を、登校後には朝学活で健康観察を行い、発熱等かぜ症状が見られた場合は家庭に連絡を取り医療機関の受診相談を進めるなど、家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握を行っています。

また、換気の確保、手洗い等の手指衛生やせきエチケットの指導は引き続き行います。

学校生活においては、清掃により清潔な空間を保つことが重要であり、消毒については、校内で感染拡大をしている場合のみとしております。

次に、学校に設置している遊具について答弁いたします。

学校に設置している遊具につきましては、昨年度は全ての小学校で、特に古い遊具を1基ずつ更新しましたが、十分とは言えず、老朽化が進んだものや使用できない遊具もまだ存在します。遊具の日常点検につきましては学校側で行っていますが、詳細点検につきましては、年に二、三校ずつ専門業者に依頼し、実施しています。遊具の取替え、修理、撤去等につきましては、点検結果等により、予算等のことを考えながら計画的に進めることが必要だと認識しておりますが、学校からの報告で、緊急性が高いものを優先的に進めているため、老朽化した遊具が残っている状況となっております。昨年度の取組により改善しておりますが、今後も引き続き、専門業者による点検の実施と遊具の取替えに努めてまいります。また、旧椿小学校と旧玉伝小学校につきましては、今年度において遊具の撤去を予定しております。

続きまして、小中学生のヘルメット着用について答弁いたします。

小学校、中学校ともに登下校時はヘルメットを着用する決まりとなっております。ヘルメットにつきましては学校でも販売していますが、ご家庭で購入していることもあります。どちらにつきましても、頭を守る大事なものですので、よく考えて購入していただいています。また、休日の場合においてもヘルメットの着用を奨励しています。

まず大切にしていかなければならないのは事故に遭わないようにすることです。小学校では、毎年1学期に交通安全協会、和歌山県警に協力をいただき、全校児童を対象として交通安全教室を開催しています。低学年は主に歩行練習、中学年、高学年は自転車の乗り方について講義と実技を行っています。また、4月当初に教職員指導の下、自転車講習を行っている学校もあります。児童の命を守る大切な機会となっております。子供たちの意識を高め、休日の交通安全につきましては、家庭への声かけも大切になります。これからも家庭の協力もいただきながら、子供たちの安全を見守っていきたいと思います。

続いて、学校トイレの洋式化について答弁いたします。

全ての小中学校の一部洋式トイレ化改修は令和3年度で完了しております。しかしながら、全てのトイレを洋式化するには、既存のトイレエリアの設置スペースの確保や洋式化によるトイレ基数の減少などに支障を来す部分が出てきているところから、現在のところ完全洋式化については考えておりませんが、今後も引き続き、必要な改修や増設に取り組んでいきたいと考えております。

通学路における危険箇所の点検と今後の安全対策について答弁いたします。

平成27年3月に作成した「白浜町通学路交通安全プログラム」に基づき、毎年関係機関による通学路合同点検を実施しており、令和3年度に文部科学省、国土交通省及び警察庁は、全国の公立小学校の通学路を対象に点検を行いました。白浜町では、各小学校に出された改善要望を建設課と内容について確認を行い、学校、国、県、町の各道路管理者及び白浜警察署等の関係機関とともに現地確認及び合同点検を実施しました。危険箇所については、カーブミラーやポストコーン、飛び出し注意の看板の設置、横断歩道や外側線、停止線の引き直し等を行っています。

今後も「白浜町通学路交通安全プログラム」において、関係機関が情報を共有し連携することで、より効果的でスムーズな対策を実施できると考えています。通学路の安全を確保するため、これまでと同様に危険箇所を把握し、道路管理者等関係機関とともに危険箇所の解消に向け努力してまいりたいと考えています。

続いて、白浜町内小中学校の代替教員の確保について答弁いたします。

白浜町内にある小学校9校、中学校4校に関しましては、教諭、常勤講師、非常勤講師ともに配置人数は満たしております。臨時配置に関しましては、和歌山県教育委員会が行っております。育児休暇や産前産後休暇等の申請が学校からあった場合は速やかに県教育委員会に連絡を入れ、代替教員の補充を申請しております。年度途中の代替教員につきましてはすぐに配属されない場合もございましたが、県教育委員会も学校現場のことを十分理解していただいておりますので、欠員が出ないように努めていただいております。

続いて、部活動の指導者等についてのご質問に答弁いたします。

現在のところ、希望のありました富田中学校におきまして、令和4年度より剣道部、令和5年度より柔道部に部活動の外部指導者、部活動指導員を配置し、より安全で効果的な部活動に努めています。剣道部におきましては、毎日の部活指導や練習試合、大会の引率に伴う派遣時間が令和4年度で305時間を超えており、顧問教員の負担軽減に効果が出ています。今後については、国や県の方針を参考にしながら取り組んでまいりますが、地域の人材や運営団体の確保、費用面等、地域移行に関しては課題が残されています。

中学校の部活動は、望ましい人間関係の構築や自己肯定感の向上等、教育上大きな意味があることから、学校の教育活動の大きな柱と位置づけられています。これからも子供たちのことを中心に考えながら、地域移行について検討していきたいと思っております。

## ○議 長

当局の答弁が終わりました。再質問があればこれを許可いたします。

2番 堅田君

## ○2 番

少子化対策については、子ども医療費の支給を18歳まで拡大する、また、民間保育施設内において子育て支援センターを新たに開設する、子育て世代のニーズ調査を行い、子育て支援事業計画に着手するという回答を町長からいただきました。すぐに効果が出ることは難しいと思いますが、しっかりと検証して成果を上げるように指摘しておきたいと思っております。

再質問といたしまして、今回子供たちが現在どういった学校生活を送っているのか、何点が質問してまいりました。子供たちにとって、新型コロナウイルス感染拡大による3年間という期間は、成長過程において大きな影響を与えたことと思っております。教育長の答弁にあった

ように、マスクの着脱を強いたり、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による同調圧力や差別、偏見等が生じることのないよう指導して行ってほしいところです。

再質問につきましては、主に安全面を中心に2点質問します。

まず1つ目に遊具についてですが、教育長の答弁にあったように、昨年古い遊具を更新されてきました。全体の遊具について定期的に点検はされてきている、そして専門業者による点検もされているとの答弁でした。これもどこまでやれば十分なのか、安全なのかについては非常に判断の難しいところだと思います。

ただ、学校施設ではありませんが、先日の観光課から報告のあった、平草原公園の木製の遊具についても、月に1度の点検をしていたにもかかわらず、破損により利用者がけがをされました。

そういったことから、子供たちが利用する遊具について、点検の方法や頻度、また専門業者での安全確認をされたほうがいいのではないかと、再度お伺いします。

次に、通学路における危険箇所について、関係機関とともに現地確認と共同点検を実施し、危険箇所にはカーブミラーやポストコーン、飛び出し注意看板の設置、横断歩道や外側線、停止線の引き直しを行っているとの答弁がありました。子供たちの通学時間では、車での通勤時間と重なるために、交差点などでは十分注意が必要となる場所もあります。また、先月の柳橋通りののり面の崩落事故のあった箇所は、白浜の中心部であり、多くの観光客や地元住民も頻繁に利用するだけでなく通学路として利用していたと聞きます。

町としてもこれまでの要望に対応してきたということですが、想定以上の気象現象があったわけではなかったはずですが、町内では、山を切り開いて道路をつくった箇所は、今回のような崩落や土砂崩れ、落石など安全面に不安な箇所があり、早急な対応が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

以上2点お伺いします。

#### ○議 長

当局の答弁を求めます。

番外 教育長 豊田君

#### ○番 外（教育長）

1点目の施設の安全点検、遊具のほうから答弁いたします。

議員のおっしゃるとおり、遊具の点検につきましては、専門業者による定期的な点検が必要であると認識しております。繰り返しになりますが、年に二、三校ずつ、専門業者による点検を実施しているところですが、今後も引き続きできる限り点検の頻度を増やせるよう取り組むとともに、遊具の修繕、更新を行い、安全性の向上に努めていきたいと考えています。

続いて2点目の通学路の安全確保についてご答弁申し上げます。

通学路の安全確保につきましては、例年、青少年育成町民会議や保護者会、自治会の皆様から改善の要望をいただいております。教育委員会でも、各学校と連携して安全点検を実施しています。

また、先日崩落事故のあった柳橋通りについては、これまで白浜第一小学校の通学路として利用されていたため、事故の後、教員が街頭に出て崩落箇所を避けるルートへの誘導を実施したところです。今後も通学路の安全を確保するため、地域や道路管理者、警察等関係機

関とも連携し、事故の発生が懸念される危険箇所の把握、解消に努めてまいります。

○議 長

次に、再々質問があればこれを許可いたします。

2番 堅田君

○2 番

大丈夫です。

○議 長

以上で、町の少子化問題及び子供たちの学校生活等の現状についての質問は終わりました。

次に、町の商工振興についての質問を許可します。

2番 堅田君

○2 番

続きまして、中小企業の振興について質問いたします。

過去3年間にわたり国内を席卷した新型コロナウイルス感染症は、本年3月13日から、先ほど申しあげましたようにマスクの着用を見直し、ゴールデンウイーク終了後の5月8日に感染法上の位置づけを2類から5類に見直すなど、平時に向けた取組がなされ、全国旅行支援などの施策もあって、観光客の動きも活発となり、ようやく平常を取り戻しつつあります。しかしながら、この間、白浜町内の中小企業、小規模事業者を取り巻く経営環境は、原油・原材料価格の高騰、仕入れ調達難、人材不足や新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う観光客激減など大きな影響を受けたことは周知のとおりであります。

国等の支援策も終了していく中で、返済猶予期間が終了を迎え、借入金の返済も始まることや、以前から課題となっている個人事業主の高齢化など、地域の中小企業振興にとって、今後の動向などを注意深く見ていくことが必要であります。

一方、白浜町は、円月島や三段壁、白良浜に代表される景勝地を抱え、大型観光施設、宿泊施設とそれを支える事業者、飲食店や小売店、それぞれを職場とする従業員など、観光を要素とする産業に従事する人々が多く、白浜町経済の大きな部分を担っています。

白浜温泉は観光資源や知名度、JR白浜駅や紀勢自動車道の南紀白浜インターチェンジ、そして南紀白浜空港など交通インフラ環境も整うなど、和歌山県全体の経済からもさらに観光地として発展していくことが期待されています。白浜町のよいところは大規模な商業施設、観光施設とともに、以前より減少しているものの、まだまだ飲食店、小売店等、小規模事業者の店舗が頑張ってきていると思います。

店舗が開いていることが町のにぎやかさとなり、観光の楽しさの一因となっており、今後さらに充実させていく必要があります。いろいろなお店が一定範囲に集積して、見ているだけでも楽しいような通りを形成し、まち歩きにつながることは観光客にとって魅力となるのではないのでしょうか。

しかし、この白浜温泉においても全国の観光地と同様、多くの課題を抱えています。それは、小規模事業者の中には「自分の代で事業をやめるつもり」として廃業するケースであります。その理由としては、時代の流れに対応できず経営を続けていくことが困難となっていることや、後継者不足が挙げられます。この後継者不足による廃業は、事業主の皆さんにとって大きな課題ですが、対策が行われなければ、白浜町にとっての貴重な観光資源が失わ

れていくことにもつながりかねません。親族外への事業承継や空き店舗の賃借について考えると、長年経営されてきたものを手放し、提供することは大きな決断であります。

一方で資金繰りの課題もあり、コロナ禍に伴い2020年春頃から多くの中小企業が万が一の事態に備え借入れを増やしていますが、今後返済が始まりますと、一気に問題として顕在化する可能性もあると思います。

このように事業承継を望んでいながらもやむなく廃業し、シャッターが下りたお店も以前に比べてかなり増えているように思います。また、従業員不足に相まって働き方改革への対応も求められ、宿泊施設では、一定程度部屋数を制限して営業しているところもあると聞いています。

いずれの話もセンシティブな話であり、部外者がなかなか立ち入れる話ではありません。魅力ある観光地としてまちのにぎわいを創出していくには、今ある事業所が減少しないよう対策を検討し、可能な限り増やしていくことが重要だと考えますが、町長の考えを伺います。

一方、日本でも有数の観光地である白浜町に出店を希望される方も多くおられると聞いています。しかし、支援のない方、起業しようとする方が情報を集め、資金を確保し、開業につなげていくにはなかなか大変なことのように思います。

そんな出店希望者や創業者を呼び込むためには、例えば融資や利子補給制度、改築に係る補助金や固定資産税の軽減制度など、開業先に白浜町を選んでもらえる支援策や個人所有の店舗を流動化させる方策を検討しつつ、専門家も利用してワンストップの対応を行うなど、多方面に継続的に活動していく必要があると思います。繰り返しになりますが、今求められているのは、経済減速に任せておくのではなく、町内への出店を希望される方々に出店場所や資金調達、出店後の経営支援など、ワンストップで支援したり、また事業承継の相談に乗ったり出店希望者とマッチングさせたり、これまでの対応から一步踏み出した対応が必要と考えますが、こういった機関の必要性についてどう考えているのか、町の考えを伺います。

先ほど従業員不足から一部の部屋を使用せず営業している宿泊施設もあるとお話ししましたが、これまでの宿泊施設内で完結する観光とは異なり、泊食分離という流れがあると聞きます。この泊食分離とは、夕食は、宿泊施設内で利用するのではなく外のお店で食べるというもので、その傾向が進んできているようです。

新しい宿泊施設では、開業当初から夕食は外のお店でどうぞというところが出てきているように聞いています。宿泊客が夕食することは、まち歩きにつながり、各商店の売上げにもつながるといった効果があります。

お客様が満足する予約の仕組みなどの仕掛けをつくり、組み合わせたら、宿泊施設の経営の一助となるとともに飲食店の収益となり、事業に対する見込みができる可能性もあります。受入れ側の店舗の充実も必要となりますが、お客様がないところに呼び込みするのではなく、白浜温泉は有数の観光地なので、関係機関が連携して取り組めば実現は可能と思います。行政も関与して受皿を整備していくことが必要ではないでしょうか。それがにぎやかさと呼び、歩いて周遊していただける魅力あふれる人気の観光地につながるのではないのでしょうか。そうすることにより、既存のお店の励みにもなると思いますが、この泊食分離について、当局の考えを伺います。

今後は、県の手も借りながら、商工会など経済団体や日本政策金融公庫などの金融機関な

どと関係を強化して、課題にワンストップで対応していくことが重要だと考えます。

今、白浜町商工会が、そういった課題に従前の仕事を見直しながら取り組もうとしていると聞きます。白浜町商工会は、和歌山県の事業再構築チャレンジ補助金に応募し、採択されたそうです。商工会館を会員以外の人にも立ち寄りやすくなるよう、商工会館の改修に取り組み、2階、3階の会議室も活用していろいろなセミナーを開催し、また、ほかの団体にも活用してもらえるようルール変更も検討されているそうです。この事業の目的は、これまでいろいろな情報発信をしても商工会員に限定されてしまうことから、情報が広がらない、商工会館を情報が集まる場、情報を発信する場としてリニューアルし、情報交流の場として最大限活用していくものと伺っております。館内にはチャレンジショップとしてお試し営業できるエリアも設けるとのことで、町当局にも協力要請が行っていると思います。この商工会の取組は、後継者問題、空き店舗問題、資金調達などの課題解決につながる事業だと思いますが、白浜町としてこういった前向きな取組に対しては、まちの将来への発展と持続可能な観光地としての視点からも支援していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

これまでも述べてまいりましたが、小規模事業者支援の必要性、新規に白浜町で開業しようとする方への支援など、町としての考えもあると思います。お互いできることの限界があると思いますが、協力して取り組むことは有意義であると思うし、行政と一緒に取り組むことで信頼性もアップすると思います。ぜひ協力して取り組んでいくべきだと思います。これらの取組を一刻も早く推進していくためには、町が牽引役となった中心商業地の形成のための施策に対する積極的関与が必要ではないでしょうか。

また、商工会も担当する観光課もそんなに大きな組織ではないと思います。今申し上げたような事業を継続していくためにも、観光課に商工振興担当をしっかりと位置づけて、商工会と役割分担して、国や県の制度や先行事例の研究をしながらこれから課題に取り組んでいくことが重要だと思いますが、当局の考えをお伺いします。

繰り返しになりますが、これまでの観光は、どちらかという大型宿泊施設で完結することで成り立っていたように思いますが、現状の観光ニーズは、食やショッピングや体験を通じたまち歩きにシフトしてきています。全てをそうするというものではありませんが、泊食分離にも一定のニーズがあり、また一方で人手不足の影響で課題が生じている宿泊施設側にもニーズがあるのではないのでしょうか。

中心商業地の店舗が営業していることでまちのにぎやかさとなり、観光の楽しさが増し、魅力ある観光地となると考えます。

最後に、新型コロナウイルス感染症が収束した今、観光のニーズも少しずつ変化してきているように思います。白浜町としてもその変化を素早くキャッチし対応することが、より観光客に魅力を感じる事となると思います。町長として、白浜町の小規模事業者へのこれらの取組に対しての考えを伺って、質問を終わります。

○議 長

堅田君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

堅田議員より、まちのにぎわいを創出していくには、今ある事業所が減少しないよう対策

を検討し、可能な限り増やしていくことが重要ではないかとのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症による行動制限などにより、全国の多くの観光地同様、白浜町も大きな打撃を受けてきたところです。

昨年からは、行動制限の緩和や宿泊クーポン等の国などの様々な支援事業等により、宿泊客数はコロナ禍前に近い状態まで戻りつつあると感じていますが、まだまだこれからだと考えております。

コロナ禍を経験し旅のスタイルも大きく様変わりをしてきていると実感しており、ますます新しい魅力を発信する必要があると認識しています。その魅力の1つとして、いろいろな店舗や商業施設などを巡ることは、魅力ある観光地にとって大変重要であると思っております。

また、議員ご指摘のとおり、白浜町内でも、後継者不足等様々な事情によりやむなく廃業される小規模事業者がおられることは事実であり、そのことは、まちのにぎわい創出の観点からも、大きなマイナスであり課題であると認識しております。

次に、事業継承の相談に乗ったり、出店希望者とマッチングを行うような機関の必要性についてどう考えるかのご質問をいただきました。お答えいたします。

事業承継に関する相談窓口としては、国の委託事業で、和歌山商工会議所内に和歌山県事業承継・引継ぎ支援センターが設置されています。紀中・紀南地域のエリアコーディネーターを1名配置していただいているところであります。また、白浜町商工会及び日置川町商工会がより身近な相談窓口となっております。資金面では、和歌山県中小企業融資制度として、事業承継支援資金の有利な融資制度が設けられています。これらの中小企業及び小規模事業者向けの和歌山県の産業施策については、「わかやま企業応援ナビ」というポータルサイトが開設されております。

白浜町では創業支援として、平成27年度に産業競争力強化法に基づく、創業支援計画を策定し、ワンストップ相談窓口を白浜町商工会、日置川町商工会に、相談窓口を日本政策金融公庫にお願いして取り組んできております。一定の要件を満たす創業支援を受けていただいた場合、会社設立に係る登録免許税の減免を受けることができ、資金に関しても、創業関連保証融資制度が設けられています。白浜町としましても、白浜町商工会及び日置川町商工会の両商工会や和歌山県等の関係機関と連携を強化し、広報活動にも努めてまいりたいと考えております。

また、白浜町におきましては、以前より企業誘致に取り組んでおり、IT企業誘致やワーケーションの取組、宿泊施設の誘致などを行ってきましたが、企業側のニーズとのマッチングが難しいのも現実ではありますが、そのような機関の必要性については認識しているところであります。

続きまして、泊食分離についてお答えいたします。

コロナ禍以降の旅のスタイルの変化や観光ニーズの多種多様化に対応するよう、新規開業などの施設では、最初から料理の提供を行わないところも多くあり、白浜町においても、そのようなスタイルのところも増えてきていると認識しています。議員がおっしゃるように、泊食分離は、宿泊施設側とそれを受け入れる飲食店とが両輪として機能することでお客様の満足度につながると考えています。また、先ほどのまちのにぎわいの創出、地域の飲食店だけでなく、地域全体の活気にもつながり、にぎわいのあるまち、ひいてはより一層魅力ある

観光地になると考えております。

具体的な取組としましては、昨年度、白浜町が主体地域となり、民間事業者様が交付を受ける官公庁の「地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業」補助金を活用して、個別事業者様が泊食分離を前提とした改修等を行ったケースもありました。今後も、泊食分離に限らず、多様化するニーズに対応する民間事業者様の取組を応援していきたいと考えています。

次に、商工会の取組に対しましては、町の将来の発展と持続可能な観光地としての観点からも支援していくべきではとのご質問にお答えいたします。

白浜町商工会様についてはいろいろな計画があることは聞いております。コロナ禍においては、来るべきときに備えて事務局レベルにおいても随時意見交換などを実施しており、「気づき」も多くあったのではないかとというふうに思います。商工会だからできることや行政だからできることなど、役割分担をきちんとわきまえた上で、より一層強固な協力関係を築いてまいりたいと考えております。

町が牽引役となった中心商業地の形成のための施策の実施に対する積極的な関与が必要ではないかとのご質問についてでございます。

議員ご指摘のとおり、お互い難しい部分もありますが、先ほども述べましたが、役割分担をきちんと再認識をして、より一層強固な協力関係を築いてまいりたいと考えております。

観光課に商工振興担当をしっかりと位置づけてはとのご質問にお答えいたします。

現在観光課内に観光商工係として係長以下4名を配置し、商工振興等に取り組んでおります。役場全体でいろいろな諸課題が山積している現状であります。議員のご提案につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

最後に、小規模事業者への取組に対する考えについてお答えいたします。

コロナ禍を経験し、マイクロツーリズムや個を中心とした旅のスタイル、ワーケーションといった仕事と観光をミックスした旅、泊食分離など、観光のニーズが多種多様化している今、その変化をキャッチし、その場に応じた魅力を発信していくことが何より重要だと認識しています。それらを実現するには、大きな施設だけでは難しく、それぞれの立ち位置で魅力を発信していただくことで、まちの至るところでにぎわいを創出し、魅力ある白浜町となると考えています。

白浜町商工会をはじめ、関係者の皆様とより一層緊密な関係を築き、協力して取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

当局の答弁が終わりました。再質問があればこれを許可いたします。

2番 堅田君

○2 番

白浜町内にある小規模事業者の現状は、今の町長の答弁から認識していただいていることと感じました。

今後も持続可能な観光地白浜町の発展のために、なお一層の支援と、商工会などの経済団体と連携を取って、光り輝く魅力ある白浜町となる対策をされますよう指摘をして、私の質問を終わります。

○議 長

以上で、町の商工振興についての質問は終わりました。

以上をもって、堅田君の一般質問は終わります。

一般質問の途中ですが、本日はこれをもって散会し、次回は明日6月16日金曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会し、次回は6月16日金曜日午前10時に開会いたします。

議長 正木 秀男は、14時45分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和5年6月15日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員